

“ワンヘルス”による動物疾病対策・食料安全保障 強化事業[拡充]

【114(63)百万円】

対策のポイント

“ワンヘルス”の考え方の下、抗菌剤の適正使用等の薬剤耐性（AMR）対策、鳥インフルエンザや狂犬病の感染源対策、獣医組織の能力強化等を行い動物疾病対策、AMR 対策及び食料安全保障を強化します。

<背景/課題>

- ・近年、感染症対策や薬剤耐性対策において、動物、人、環境等の関連する分野が一体となった対策が重要との“ワンヘルス”の考え方の下、国際獣疫事務局（OIE）と世界保健機関（WHO）及び国連食糧農業機関（FAO）が協力した活動を強化しています。
- ・アジアに常在する動物疾病や薬剤耐性菌のリスクから、我が国の畜産業、国民の生命と健康を守り、食料安全保障を強化するためには、ワンヘルスの考え方の下で、アジア太平洋地域が連携した動物衛生対策及び薬剤耐性対策を強化することが不可欠です。

政策目標

- ・アジア太平洋地域各国のうち、薬剤耐性に関する国別の行動計画に基づく対策を70%以上の国々で軌道に乗せる。
- ・ワクチンを用いない防疫対策を各国に浸透させるとともに、検査診断技術の向上を目的とした技術研修を2カ国以上対象に実施する。

<主な内容>

1. アジアにおける薬剤耐性対策及び人獣共通感染症対策 36(22)百万円
 - (1) 各国の薬剤耐性対策の実態把握、情報共有、各国の国別行動計画に基づく取組の効果的な実施の支援のためのワークショップの開催等を行います。
 - (2) 各国の鳥インフルエンザの早期通報、ワクチンを用いた防疫対策の検証と出口戦略の策定のためのワークショップの開催等を行います。
 - (3) 各国の狂犬病対策の有効性評価、情報共有のためのワークショップの開催等を行います。
2. アジア太平洋地域の薬剤耐性対策及び人獣共通感染症対策のための獣医組織能力の強化 57(20)百万円
 - (1) 発展途上国の獣医組織能力の評価、改善方法等の提案や行政組織のキャパシティビルディングのための研修、発展途上国へのOIEリファレンスセンター専門家の派遣、リファレンスセンターへの途上国技術者の招聘（技術指導）等を行います。
 - (2) 各国の基幹検査・診断施設の薬剤耐性菌及び動物インフルエンザの検査・診断に関する技能試験を行います。
3. 専門家派遣 21(21)百万円
事業を推進するため、必要な専門家の派遣を行います。

（ 拠出先：国際獣疫事務局（OIE）
事業実施期間：平成25年度～平成34年度 ）

お問い合わせ先：

大臣官房海外投資・協力グループ (03-3502-5913)
消費・安全局畜水産安全管理課 (03-3502-8097)
消費・安全局動物衛生課 (03-3502-8295)

“ワンヘルス”による動物疾病対策・食料安全保障強化事業

事業概要・目的

○事業実施期間

H25～H34

○事業概要

感染症対策は、感染源(動物、環境)を含む総合的な対策が重要との“ワンヘルス”の考え方の下、アジア太平洋地域の動物疾病対策を強化し、アジアに常在する動物疾病や薬剤耐性菌のリスクから我が国を守ることにより我が国の食料安全保障を強化する。



事業イメージ・具体例

○アジアにおけるAMR対策及び人獣共通感染症対策

各国のAMR対策の実態把握、ワークショップの開催等

早期通報・ワクチンを用いた防疫対策の検証と出口戦略の策定のためのワークショップの開催等

各国の狂犬病対策の有効性評価、ワークショップ開催等

○アジア太平洋地域のAMR対策及び人獣共通感染症対策のための獣医組織能力の強化

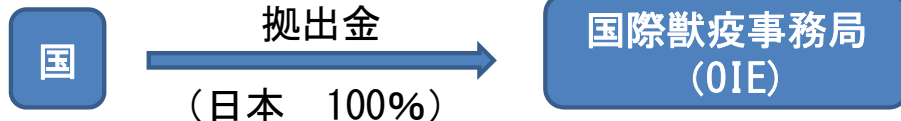
獣医組織能力の評価、改善方法等の提案、研修、技能研修等

教育プログラムの作成、OIEリファレンスセンター専門家の派遣、途上国技術者への技術指導

期待される効果

- 鳥インフルエンザ(AI)の予防対策への貢献
- AIワクチン接種国において、ワクチンを用いない防疫対策へ移行
- 効果的なリスク管理措置の検討に寄与し、疾病発生に伴う被害を軽減
- 途上国の狂犬病対策の推進
- 途上国の動物疾病診断能力の向上
- 途上国間のAMRに係る情報共有と、途上国の専門家の技術向上

資金の流れ



【参考1】 薬剤耐性 (AMR) 対策

世界保健機関 (WHO)

「**薬剤耐性に関する国際行動計画**」(2015年5月採択)
人医療、動物医療、食品安全等の各分野が協力し、OIE
等の国際機関と連携して世界的に対処すべき

G7

エルマウサミット「**首脳宣言**」(2015年6月)
G7の協調した取組や他国の取組の支援を確認
伊勢志摩サミットでも**主要議題として議論**(2016年5月)

国連総会ハイレベル会合*

AMRハイレベル会合政治宣言(2016年9月)
各国及び国際社会が協働し、規制能力の強化、専門家の
教育、研修等を支援する必要性を確認

※国連のハイレベル会合は保健分野ではエイズ、エボラ出血熱、その他の
分野では核軍縮等、世界的に極めて重要度の高い問題について開催。

国内行動計画策定

(2016年4月 閣僚会議決定)
2020年までの5年間の行動計画

- 国際的な政策への日本のリーダーシップの発揮
- 薬剤耐性対策に係る国際協力の展開

→ OIEの国際的取組の強化を支援

拠出金

国際獣疫事務局 (OIE) の取組を支援

2017年度まではアジア太平洋
地域各国の行動計画の策定を
支援

- 基礎的な検査技術の習得の
ための初級研修の開催
- 行動計画の策定をサポートす
るための国際会議等の開催

2017年度中に
ほぼ全ての国
で策定見込

2018年度からは
行動計画の実施を支援

- 検査技術の強化のための上級
研修の開催
- 行動計画の進捗管理等を目的
とした国際会議等の開催
- **薬剤感受性試験の技能試験
(Proficiency test)を新たに実施**

事業効果

- ・我が国への耐
性菌の侵入リス
クが低減
- ・国際的な薬剤
耐性対策への貢
献

【参考2】越境性感染症、AMRに関する政策等の位置付け

国連総会AMRハイレベル会合政治宣言(2016年9月)

- 12. 我々は、国、地域及び国際社会のレベルにおいて以下を行うことにコミットする。
(a) WHO決議68.7に基づき、ワン・ヘルス・アプローチ及びAMRに関する世界行動計画とそこに示された5つの戦略目標に沿って、人及び動物における適切な抗生剤使用を強化することを目指し、分野横断的な国の計画、事業、政策イニシアチブを策定する。こうした計画の実施を支援するためには、人及び動物の健康と福祉、そして健康を守ることを主眼として、必要なリソースを評価するとともに、共同の研究・ラボ・規制能力・専門家への教育と研修に対して、技術的・財政的支援を行うべく、各国及び国際社会が協働することが必要である。

G7新潟農業大臣会合(2016年4月)、G7伊勢志摩サミット(2016年5月)

- 薬剤耐性を主要議題として議論。2015年のエルマウサミットや保健大臣会合を踏まえ、国際協力の推進について宣言に盛り込まれた。
- 農業大臣会合宣言に、越境性動物感染症等の脅威に対処するため、OIE等を通じた国際的な協調促進、特に社会資本が未発達¹の国・地域において、緊急時における感染症対策及びSPS分野での能力強化を支持する意向があること、現在進行中の牛疫撲滅後の取組を支援すること、小反芻獣疫(PPR)などの主要な疾病の撲滅に向けたOIEとFAOの取組を奨励することが盛り込まれた。

薬剤耐性(AMR)対策に関する行動計画(2016年4月5日) 関係閣僚会議決定

- 内閣官房に関係省庁の検討調整会議を設置し、内閣総理大臣が主宰し、農林水産大臣を含む関係閣僚会議において、我が国の行動計画を決定・公表。
- 6つの分野に関する「目標」や、その目標ごとに「戦略」及び「具体的な取組」等を記載。6分野のうち1分野が、感染予防・管理とされ、適切な感染予防・管理の実践により、薬剤耐性微生物の拡大を阻止することが記載。
- アクション：OIEによるAMR対策に関する国際協力、特にアジア地域に対する国際協力の推進を支援(抜粋)

第193回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(2017年1月)

- テロ、難民、貧困、感染症。世界的な課題は深刻さを増しています。こうした現実から、我が国だけが目を背けるようなことは、あってはなりません。今こそ、「積極的平和主義」の旗を高く掲げ、世界の平和と繁栄のため、皆さん、能(あた)う限りの貢献をしていこうではありませんか。

食料・農業・農村基本計画(2015年3月31日 閣議決定)

- 第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策
 1. 食料の安定供給の確保に関する施策 (5) 様々なリスクに対応した総合的な食料安全保障の確立
 - ② 海外や国内におけるリスクへの対応 エ 動植物防疫措置の強化
国際的な連携を強化し、アジア地域における防疫能力の向上を支援する。さらに、海外での疾病の発生情報等を収集、分析し、リスクに応じた適切な検疫措置を実施する。

未来投資戦略2017(2017年6月 閣議決定)

- グローバル市場獲得・国際貢献のため、国際的な重要課題となっている薬剤耐性対策を推進。
- 輸出の促進を着実に実行する。

経済財政運営と改革の基本方針2017(骨太方針)(2017年6月 閣議決定)

- ワンヘルスの視点に基づく薬剤耐性対策等に取り組む

農林水産業・地域の活力創造プラン(2017年12月改訂 農林水産業・地域の活力創造本部決定)

- V 具体的施策
家畜の伝染性疾病や農作物の病害虫の侵入・まん延を防止、検疫協議の戦略的な実施

農林水産業の輸出力強化戦略(2016年5月19日農林水産業・地域の活力創造本部決定)

- III 農林水産業の輸出力強化に向けた具体的な戦略
 - 第1の4 海外からの病害虫等の侵入により輸出が止まることがないように、動植物検疫体制を強化